

消費生活センターにご相談ください

クリーニングのビニール袋

衣替えの季節を迎え、着用していた衣類をクリーニングに出す方も多いでしようが、クリーニングから戻ってきた際、衣類に被つてるビニール袋は必ず外しましょう。

衣類に被っているビニール袋は搬送用の為であり、保管用ではありません。通気性のある不織布のカバーなどをかけて保管するようにしましょう。

ドライクリーニングに出した衣類には、ドライクリーニングの溶剤が残っていて、着用時に化学やけどを起こす場合や、長期間ビニール袋を外さなかった為に衣類が変色する場合があります。持ち帰った後は、袋から出して風通しのよい日陰に干し、おいが消えてから着用しましょう。



消費豆知識⑤

○LPGガスの契約

LPGガス業者から「今よりも料金が安くなる。あなたの近所の人も契約してくれた。」などと、電話があり、業者を変更したが、2か月後に値上げの通知が来て、前と同じ料金になつてしまった。あげくに、以前契約していたガス業者から配管設備の代金を請求されてしまった。などという相談が寄せられています。

LPGガス(主に、プロパンガス)の利用契約は、料金が複雑で分かりにくく、ボンベや配管などの設備の所有権が不明でトラブルになることがあるので、事前に契約内容を確認することが大切です。1997年4月に改正された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」では契約する際、業者に料金のしくみやガスの配管、ボンベの所有関係、契約を止める時の条件などを分かりやすく書いた書面を出すよう義務付けています。これ以前の契約についても、取引中の業者に問い合わせ、契約書の再交付を受ける(写しをもらう)ことができます。

LPGガス料金は公共料金と思われがちですが、都市ガスや電気と異なり「自由料金制」のため、販売店が独自に決めています。

・料金、設備の所有権、設備の管理方法を十分に確認し、契約するようにならしてください。

・検針票は大事な個人情報です。他人に見せてはいけません。

・解約を第三者に任せる委任状を渡さないようにしましょう。

LPGガス料金情報は石油情報センターのホームページで見ることができます。

詳しくは、上三川町消費生活センターにご相談ください。

▼相談日時

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所

上三川町消費生活センター
(産業振興課内)

▼相談専用電話番号

上三川町消費生活センター
☎(56) 9153

児童扶養手当制度について

児童扶養手当とは？

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当額(月額)は？

受給資格者(父又は母等)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

○子ども1人の場合
(平成25年10月～)

全部支給：41,140円

一部支給：9,710円

41,130円

○子ども2人以上の加算額

2人目：5,000円、3人目

以降1人につき：3,000円

手当を受給するためには？

町への申請が必要となりますので、支給要件に該当する方は、福祉課児童福祉係へお問い合わせください。手当は、申請の翌月分から支給開始となります。

▼問い合わせ先

福祉課 児童福祉係
☎(56) 9130

農業用廃プラスチック等回収(分別収集)を実施します。

▼日時 11月12日(火)・13日(水)

午前8時〜午後3時

▼内容 11

12日(火)

- ① 農業用ポリエチレン(スーパーソーラー・ベジタロン・クリンテート・トーカーエース・ユーラックなど)
 - ② グリーン、黒マルチなど
 - ③ 灌水チューブ・肥料袋(織った肥料袋とは別に結束する)
 - ④ ブルシート(金属部は取除く)・織った肥料袋
 - ⑤ 不織布(パオパオ・ラフシート・パスライトなど)
 - ⑥ 防ひょう・防鳥ネット・寒冷紗
 - ⑦ 農薬空きボトル・空き袋
- ※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。

13日(水)

- ⑧ 農業用ビニール(クリンエース・キラナイン・ノンキリー・ハイヒット・モヤレス・キラサラバなど)
 - ⑨ 廃パイプハウス
 - ⑩ 育苗箱・あぜ波シート
 - ⑪ 塩ビパイプ
 - ⑫ マイカ線
 - ⑬ 土壌消毒用空き缶
- ※よく洗浄し、乾燥したものに限り。
- ⑭ オイル空き缶
- ※上フタを取り、灯油などでよく洗浄し、乾燥させてください。缶の中が確認できるもので20L缶のみ回収します。また、上フタも併せて回収します。

※種類ごとに回収を実施します。必ず①〜⑭にそれぞれ分別してください。分別したものをつづら折りにし、同質材のヒモ、または、灌水チューブではずれないように2カ所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は、回収することができません。廃プラスチック等に金属等(針金など)がついている場合は必ず取り除いてください。

▼場所 11 J A つつのみや上三川野菜集荷所
(上蒲生378番地)

▼処理負担金 11

農業用廃プラスチック類、廃パイプハウス
重量負担 15円/kg(1000円未満切捨て)
土壌消毒用空き缶
ペール缶 1000円/1缶。
ただし、小缶は10円/1個。

オイル缶

20L缶 1000円/1缶。

▼その他 11 委任状が必要になりますので、必ず印かんをお持ちください。

(6月に委任状を記入していただいた方も、再度必要になります。)

廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をするご、罰則の対象となります。

▼問い合わせ先 11

J A つつのみや上三川野菜集荷所

☎(56) 66888

産業振興課 農産園芸係

☎(56) 91388

10月は「犬の正しい飼い方強調月間」

マナーを守って、人と犬、お互いが暮らしやすいまちをつくりましょう。

★放し飼いはやめましょう

必ず首輪をつけてつないでおき、散歩の際もリード引き綱をつけて放さないようにしましょう。

★フンの後始末は必ずしましょう

散歩中のフンは飼主が必ず持ち帰りましょう。おしっこも、よその家の玄関先や塀、庭などにさせないようにしましょう。

★鳴き声で迷惑をかけないようにしましょう

犬の無駄吠えは近所の迷惑となります。根気よくしつけましょう。

★不妊・去勢手術をしましょう

犬を捨てる行為は犯罪です(100万円以下の罰金)。飼う場合は、最後まで責任をもって飼いましょ。繁殖させたくない場合は不妊去勢手術をおすすめします(繁殖期のストレスも軽減されると言われています)。

★無責任なエサやりの禁止

無責任なエサやりは、不幸な命が増える原因となります。飼わない場合は、安易にエサを与えないでください。

★いなくなったら、すぐに連絡を!

飼っている犬、ねこがいなくなったら、すぐに動物愛護指導センターへ

▼問い合わせ先 11

住民生活課 生活環境係

☎(56) 91311

●栃木県動物愛護指導センター

☎(028) 684(5) 4588

●栃木県動物愛護指導センター

☎(028) 684(5) 4588

●栃木県動物愛護指導センター

☎(028) 684(5) 4588